

令和4年 11 月 29 日	
所 属	健康福祉局 北部保護第1担当
所属長	西野 雅之
電 話	06-4950-0341

生活保護費詐欺事件について

1 対象者

(氏名) ●● ●● (●歳)

(住所) 尼崎市內

2 概 要

対象者は、生活保護受給中の令和2年2月17日～3月31日に就労し給与、解雇手当等を得ていたにもかかわらず、これらを申告せず、生活保護費を不正に受給していました。

上記行為は詐欺罪に該当すると判断し、令和3年10月20日に尼崎北警察署へ告訴状を提出していたところ、尼崎北警察署により事件捜査が行われ、令和4年11月29日、逮捕されました。

3 経 緯

- 平成31年3月7日から失業により生活費、医療費等に困窮するとして生活保護受給を開始
- 令和3年7月、税務担当官署の協力を得て毎年実施している課税調査により対象者に前年中の未申告就労収入の疑いが発生。
- 令和3年7月21日 就労先からの情報提供
対象者は派遣社員として令和2年2月17日～3月31日に就労し、当時は給与の受け取りに來ななかったが、給与の支払いを求める連絡が対象者から就労先にあり、令和3年5月14日に給与、休業手当、解雇手当を支払ったとして就労先より情報提供がありました。
- 令和3年7月21日 対象者への電話連絡。8月4日 対象者と面談
当該就労先から提供された支給明細書等の資料に基づき事実確認を行うも、前年2月から働いた事実はなく、5月14日に支払われたとされる給与等も受け取っていないとする主張を聞き取りました。
- 令和3年8月6日 対象者の就労先から追加情報提供
対象者と就労先との間で結ばれた業務委託契約書他、就労事実に関する情報提供がありました。
- 令和3年9月3日 対象者と再面談
対象者の就労先から追加提供された業務委託契約書等の資料に基づき再度事実確認を行うも、働いていた事実を認めませんでした。
- 令和3年10月20日 尼崎北警察署に告訴状を提出
生活保護費をだまし取られるという詐欺被害にあったと判断し、10月20日に尼崎北警察署へ告訴状を提出し、翌21日に受理されました。
- 令和4年11月29日 尼崎北警察署により逮捕

4 被害金額

467,950円（生活扶助、住宅扶助）※R2.3月分及びR3.5～R3.7月分

以 上